

高尾山作業地におけるナラ枯れ防除事業（R7補正翌債）

特 記 仕 様 書

東京神奈川森林管理署

危険木処理特記仕様書

請負事業の全般に係る一般的な事項は造林請負事業標準仕様書によるものとする。

1 作業にあたっての留意事項

- (1) 高尾山国有林においては、枯損木が多数発生している状況であり、当該地は主に都道189号高尾山線（自然研究路1号路）、琵琶滝コース（遊歩道）に隣接していることから、これを放置しておくことと将来の台風や大雨の影響で倒木や落枝により、利用者及び施設に被害を及ぼす恐れがあるため、伐倒及び除去するものである。
- (2) 作業地のうち、都道189号高尾山線付近については、多くの登山者や高尾山にある各施設の通勤者が利用しており、作業期間中の全面的な通行止めは困難であることから、時間帯を制限した通行止めを行うこととなる。

現地での作業時間（通行止めができる時間）は日中の午前9時から午後4時までとする。
なお、具体の措置は、道路管理者と請負者、監督職員との協議をもって決定する。
- (3) 作業地のうち、琵琶滝コース（遊歩道）については、遊歩道部分が赤道（里道）となっており赤道管理者は八王子市となる。登山者に人気のある路線の一つであるが、遊歩道がつづら折りの形状かつ傾斜地でもあることから、登山者等の安全確保のため、作業中は完全通行止めの措置を講じること。加えて、通行止め期間中の作業日においては、歩道入口の3箇所（高尾病院側・2号路分岐点・琵琶滝側）に常時監視員を配置し、立ち入りを制限すること。

また、高尾病院駐車場の利用を検討する場合は、事前に病院事務局と調整を図り、承諾を得た上で利用すること。
なお、通行止めにあたっては、極力短期間の通行止めとなるよう集中的に作業を行うものとし、具体の措置は、赤道管理者と請負者、監督職員との協議をもって決定する。
- (4) 作業にあたっては、法令等を遵守し、墜落・落下防止措置、適切な作業用具やけん引具等を使用するなどにより、作業者の安全確保に万全を期すこと。また、隣接する道路施設や電柱、電線施設及び通行人等に損害が生じないよう作業方法を十分に検討し、万全な安全対策を講じた上で作業すること。
- (5) 事業内訳書に記載された〈搬出〉としている危険木及び枝条は適宜玉切りを行い、当該地から搬出し、事業系一般廃棄物として処理すること。
- (6) 事業内訳書に記載された〈現地集積〉としている危険木及び枝条は適宜玉切りを行い、風雨やいたずら等により移動、転倒、転落しないよう、安定した場所・状態を確保した上で存置すること。

- (7) 作業の着手及び完了の際には、監督職員に報告し、確認・調整を図ること。
- (8) 作業前後の写真を撮影し、完了時に監督職員に提出すること。
- (9) 作業の全般において、監督職員の指示に従い、適宜協議すること。

2 伐倒、枝払い、玉切り、積込み、運搬、荷下ろし

- (1) 危険木処理を行う枯損木は、ビニールテープ及びナンバーテープで表示している。
- (2) 伐採方法は樹形、隣接木の状況、地形、道路施設及び通行者等を考慮し、最も安全な方法を選択すること。
- (3) 伐採した木を存置もしくは仮置きする際は、転落することがないように転落防止措置を講じること。
- (4) 車両や歩行者が道路を利用する際に、通行の支障とならないよう作業に伴い発生した枝条などは適宜片付けておくこと。
- (5) 本作業において、道路の通行及び道路上での作業に関する必要な手続きを確認し、発注者と協議の上、適宜行うこと。
- (6) 枯損木付近に電線・電話線等の施設がある場合は、各施設管理者の指示のもと、必要に応じて防護措置を図ること。
- (7) 積込み、運搬、荷下ろしにあたっては、荷崩れ等がないよう固定した上で、法令で定められた最大積載量を遵守すること。
- (8) 事業内訳書に記載された〈搬出〉としている危険木の伐採材及び枝条等については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）などの関係法を遵守の上、請負者が受入条件等を施設に確認した上で適切な施設を選定する。また、別紙「リサイクル証明書」及び「搬入に係る伝票」を再資源化施設から取得し、写しを事業完了後にまとめて提出すること。

なお、本工事では、以下の場所にある施設への搬出を想定しているが、請負者は以下の施設以外を選定する場合には、事前に監督職員の承諾を得る。

- ア 搬出先：東京都八王子市犬目町地内の再資源化施設
- イ 運搬距離（想定）：約9 km
- ウ 搬出量：約20 m³
- エ 受入条件：特になし

3 安全管理

- (1) 琵琶滝コースを除く作業地周辺では、危険回避のため、関係者以外の立ち入りを禁止する措置を講じ、必要に応じて誘導員等を配置すること。
- (2) チェーンソーによる振動障害を防止するため、厚生労働省において定める「チェーンソー取扱い作業指針（平成21年7月10日基発第0710第1号）」を確実に遵守すること。

4 その他

- (1) この仕様書により難しい場合、また明記していない事項については必要に応じて監督職員に事由を申し出て協議、指示を受けること。

別紙

殿

リサイクル証明書

伐採木及び枝条等を再資源化したことを証明します。

記

1 施設名称 _____

2 住 所 _____

3 搬入日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

4 法令等の許可（民間再資源化施設の場合）

（1）法令名称・条文名 _____

（2）許可番号 _____

（3）再資源化方法、用途 _____

年 月 日

再資源化施設名 _____

責任者氏名 _____